

あなたの大切な人を
悲しませます。

飲酒運転は、誰かの
大切な人を奪い、

飲酒運転は犯罪です

飲酒運転を見たら必ず110番通報



交通事故をなくす福岡県県民運動本部

福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会



飲酒運転は犯罪です

飲酒運転を見たら

必ず110番通報

家まで近いから…

バレないだろう…

その油断が、あなたと誰かの未来を一瞬で奪い去ります。

飲酒運転の罰則

酒酔い運転

5年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の拘禁刑または
50万円以下の罰金

さらに

人を死傷させた場合は、
20年以下の拘禁刑
が科されるケースがあります。



飲酒運転の代償

- 逮捕されると**実名報道**(家族にも大きな影響)
- **懲戒解雇**をはじめとした処分
- 被害者への**多額の損害賠償**
- 免許の**停止、取消**
- **社会的地位、信用の失墜**



飲酒運転の反省と後悔

宴席でお酒を飲んでいたのですが、家まで5分ほどだからと勝手に考え、車を運転してしまいました。留置場の中で、私が撥ねた被害者は亡くなったと知らされ、「人を殺してしまった」と凍り付きました。被害者の両親の怒りは想像を絶するもので、「子どもを返せ!」と罵られても答えることができず、ただ涙が流れるばかりでした。被害者や私を取り巻く大勢の人たちに一生消すことのできない傷を負わせ、多大な迷惑をかけてしまいました。

※東京都交通安全協会発行「酔いの日々」より一部抜粋



あなたの通報が、誰かの大切な人を守ります

飲酒運転を見かけたら、必ず**110番通報**をお願いします! 断片的な情報でも構いません。
あなたの通報が、悲惨な飲酒運転事故の防止につながります!

問合せ先 交通事故をなくす福岡県県民運動本部

☎ 092-643-3167